



所 国 協 第 7 号
令和 8 年 1 月 2 8 日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市国民健康保険運営協議会
会 長 本 橋 栄



所沢市国民健康保険税条例改正について（答申）

令和 7 年 1 0 月 1 5 日付け所国第 7 7 0 号で諮問された「所沢市国民健康保険税条例改正について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

（1）保険税率等の改定について

- ・医療給付費分の所得割税率を 6. 9 6 % から 8. 5 1 %、均等割額を 4 1, 3 0 0 円から 4 3, 0 6 5 円とする。
- ・後期高齢者支援金等分の所得割税率を 2. 6 7 % から 3. 2 2 %、均等割額を 1 6, 0 0 0 円から 1 2, 8 8 5 円とする。
- ・介護納付金分の所得割税率を 2. 4 1 % から 2. 7 7 %、均等割額を 1 7, 0 0 0 円から 1 7, 3 5 4 円とする。

（2）新たな賦課項目の創設について

- ・子ども・子育て支援納付金分を賦課項目に加え、所得割税率を 0. 2 4 %、均等割額を 1, 8 3 1 円とする。
- ・子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、地方税法施行令の一部を改正する政令に定める額とする。

（3）賦課限度額の改定について

- ・医療給付費分の賦課限度額を 6 5 万円から 6 6 万円とする。
- ・後期高齢者支援金等分の賦課限度額を 2 4 万円から 2 6 万円とする。

(4) 保険税の前納制度の導入について

システム改修やその予算計上等の課題があること、また、令和9年度から在留資格更新における出入国在留管理庁との連携が進められる予定を踏まえ、令和8年度の導入は行わず、引き続き検討を行うこととする。

なお、(1)(2)(3)について、施行期日は令和8年4月1日とする。

附帯意見

本市の国民健康保険税率等に関しては、第3期埼玉県国民健康保険運営方針（以下、「県国保運営方針」という。）に沿って見直しを進めており、令和7年度に賦課方式の変更と税率改定が行われたところである。

本協議会では、県国保運営方針において、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入を解消することが目標とされていることや、新たな賦課項目として子ども・子育て支援納付金分を追加することなどを踏まえ、国保加入世帯の所得状況や税率改定に伴う影響額等を考慮しながら審議を重ねた。その結果、上記の結論に達したものである。

今後も引き続き、県が主体となり国保財政の運営が行われることとなるが、賦課・徴収を行う保険者の立場において、被保険者の負担軽減や国保税の収納率向上に向けた取り組みを行うことは重要であることから、次のことに努めていただきたい。

- 国民健康保険は、高齢者や低所得者が多く加入し、一人当たりの医療費が増加する一方で、被保険者の所得水準に対する保険税の負担割合が高く、多人数世帯ほど均等割額が多くなるなどの構造的な問題を抱えていることから、引き続き、国に対する財政的支援を要望されたい。
- 国保税の収納について、安定した国保財政の運営と、被保険者の負担の公平性の観点からも、滞納者に対する収納対策の充実や強化を図り、収納率の向上に努められたい。
- 子ども・子育て政策強化の財源とするため、子ども・子育て支援納付金分が追加されるが、被保険者に対しては、その他賦課項目の税率改定の必要性和併せて、新たな賦課項目が追加された経緯等について、丁寧な説明を行うとともに、国に対しても説明を尽くすよう要望されたい。